

○ 太田市外三町広域清掃組合一般職
の職員の給与の臨時特例に関する
条例

平成 25 年 7 月 1 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、太田市外三町広域清掃組合の一般職の職員（太田市外三町広域清掃組合以外の職を併せ有する者を除く。以下同じ。）の給与に関する特例を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 太田市外三町広域清掃組合の一般職の職員の給与の特例に関しては、太田市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年太田市条例第 27 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に際し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。